

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と翌
日の翌日
がと翌日
の翌日)

目次

- ◇告 示 健康保険法による保険医の登録
土地の立入りの通知
争議行為を行なう旨の通知
- ◇公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
- ◇公 告 ふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験の実施
消防設備士試験の実施

告 示

鳥取県告示第八百二十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者 米子市
- 二 事業の種類 都市計画街路路線測量
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
米子市安倍、上後藤、両三柳、旗ヶ崎、花園町、難町二丁目、立町三丁目、立町二丁目、寺町、尾高町、朝日町、桃町一丁目、桃町二丁目、法勝寺町、博労町一丁目、博労町二丁目、勝田町、車尾、中島、上福原及び米原
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和四十三年十二月十日から
昭和四十四年三月三十一日まで

鳥取県告示第八百二十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取県衛生協働組合執行委員長江浜哲男から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

氏名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
細田 庸夫	岩美郡岩美町大字浦富六空	鳥医 一四〇一	昭和四十三年十一月十二日

昭和四十三年十二月十日

鳥取県知事 石

破

二

朗

一 事件

(一) 年末一時金の要求に関する事。

(二) 人員の増加等を中心とする労働条件向上の要求に関する事。

二 日時

昭和四十三年十二月十三日午前零時からこの事件が解決するまで

三 場所

(一) 鳥取市東品治町十番地の十

鳥取生協病院

(二) 鳥取市西品治八百二十九番地の二十一

鳥取生協病院附属大森診療所

(三) 気高郡鹿野町大字今市字馬の池尻

鳥取医療生協鹿野温泉病院

四 概要

部分的な医療行為の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を実施する。

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年十二月十日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

鳥取県公安委員会規則第十一号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県警頭警察署の項中

用瀬町宮原

を

用瀬町安蔵

用瀬町大字安蔵

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和43年12月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

(一) ふぐ処理師試験

昭和44年1月22日現在において年令18才以上の者で、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号又は第13号に規定する営業若しくは乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法 (昭和 35 年法律第 147 号) 第 2 条に規定する調理師である者

2 受験手続

(1) 願書の受付期間

昭和 43 年 12 月 16 日から昭和 43 年 12 月 21 日まで

(2) 受験願書の提出先及び添付書類

受験願書に次の書類を添えて住所地在を管轄する保健所に提出すると。

ア ふぐ処理師試験

(ア) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(イ) 写真 (名刺型、正面、脱帽、上半身像のもので、最近 6 月以内に撮影したもの)

(ウ) 魚介類販売業 (店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をい、魚介類を生きているまま販売する営業及び魚介類せり売り営業

(鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業をいう。)を除く。) 、魚肉ねり製品製造業 (魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを製造する営業を含む。) 又は乾ふぐ製造営業に 2 年以上従事している旨の所轄保健所長の証明書

イ ふぐ調理師試験

(イ) 履歴書

(ロ) 写真 (名刺型、正面、脱帽、上半身像のもので、最近 6 月以内に撮影したもの) .

(ウ) 調理師免許証の写し

3 試験期日

(1) 筆記試験

昭和 44 年 1 月 22 日 午後 1 時から午後 3 時 30 分まで

(2) 実地試験

昭和 44 年 1 月 23 日 午時 10 時から (米子、根雨保健所管内受験者)

昭和 44 年 1 月 24 日 午前 10 時から (鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内受験者)

4 試験場所

(1) 筆記試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者

鳥取市東町 1 丁目 鳥取県庁講堂

米子、根雨保健所管内の受験者

米子市角廻町 2 丁目 米子保健所

(2) 実地試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者

鳥取市西町 1 丁目 鳥取家政高等学校

米子、根雨保健所管内の受験者

米子市錦町 1 丁目 鳥取県立米子西高等学校

5 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐ処理の実地（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）

(2) ふぐ調理師試験

テ 衛生関係法規

イ ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

ウ ふぐ調理の実地（毒性臓器の鑑別を含む。）

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

7 試験当日の携行品

(1) 筆記試験 受験票、筆記用具及び上ぞうり

(2) 実地試験 受験票、白衣、短丁、耐水性のはきもの及び白帽又は三角巾

8 合格者の発表

実地試験終了後1週間以内に所轄保健所に掲示する。

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の7第1項に規定する消防設備士試験を実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の11の規定により公告する。

昭和43年12月10日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 昭和43年12月24日 午前9時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂

2 試験の種類及び指定区分

試験は、次の種類及び指定区分により行なう。

受 験 資 格	種 類 及 び 区 分		
給水責任技術者	甲種 第1類		
衛生工学会設備士	甲種 第1類		
東京都消防設備士	第1級	甲種 第1類	
	第2種	第3種	甲種 第1類
	第2種	第3種	乙種 第1類
第2級	第3種	乙種 第1類	

3 試験の方法

試験は、講習及び筆記試験の方法により行なう。

4 受験願書の受付期間

昭和43年12月12日から12月18日まで（郵送の場合は、昭和43年12月18日までの日付けの消印のあるものは有効とする。）

5 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課消防係

6 提出書類等

(1) 受験願書

所定の用紙により、受験する試験の種類及び指定区分ごとに提出すること。

(2) 受験資格を有することを証明する書類

(3) 写真1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル横4センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの

7 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料

甲種消防設備士試験 1,500円 乙種消防設備士試験 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

(1) 受験願書用の紙は、鳥取県総務部地方課消防係又は各市消防本部に請求すること。

(2) その他不明の点は、鳥取県総務部地方課消防係(電話鳥取②一7,111内線258)に問い合わせること。